

国立市心身障害者移動支援事業(個別支援型)要綱 (案)

平成 18 年 10 月 1 日

要綱第XX号

(目的)

第1条 この規則は、障害者自立支援法(平成 17 年法律 123 号。以下「法」という。)の施行について、障害者自立支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。)、障害者自立支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。)に基づく移動支援事業(個別支援型)に係る事業実施のために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において用いる用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法で用いる用語の例による。

(利用対象者)

第3条 国立市に住民登録があり、心身になんらかの障害を有し、移動時に支援の必要な者

(支給の申請)

第4条 移動支援サービスを受けるための申請書は、国立市地域生活支援事業支給申請書(第1号様式)によるものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、申請者の心身の状況、介護者の状況、社会参加の意向等について聞き取り調査を行い支給決定をする。

2 心身の状況や外出の内容、時間により特に身体介護が必要な場合にあっては、身体介護の要する旨を合わせて決定する。

(支給決定等の通知等)

第6条 市長は、第3条の申請に対し支給決定及び負担上限月額を適用する決定(以下「支給決定等」という。)を行ったときは、支給決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに、障害者自立支援法に基づき交付する障害福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という。)に必要事項を記載して申請者に交付するものとする。

2 市長は、第4条の申請に対し支給決定を行わないこととしたときは、不支給決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(支給決定等の変更の申請等)

第7条 支給決定の変更の申請は、変更申請書(第4号様式)によるものとする。

2 市長は、前項の申請又は職権により、支給決定等の変更の決定を行ったときは、支給変更決定通知書(第5号様式)により申請者に通知し、受給者証に変更した内容を記載する。

3 市長は、第1項の申請に対し支給決定等の変更の決定を行わないこととしたときは、支給変更申請却下通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 支給決定の取消しを行ったときは、支給決定取消通知書(第7号様式)により通知し、受給者証の提出を求め取り消した内容について記載を行い、必要に応じて返還を求めるものとする。

(利用の限度)

第9条 利用時間は、法に基づく介護給付の身体介護を支給決定されているものについては、その決定時間を振り替えて利用する。この場合において、法に基づく介護給付の決定時間については振り替えを行った時間について減ずるものとし、この旨障害者福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という。)に記載をしなければならない。

2 前項以外のものについては、介護給付量の支給決定基準に基づき支給時間の決定を行い、受給者証に記載し交付するものとする。

(事業者の登録)

第10条 移動支援事業を行おうとする者は自立支援法指定事業者及び基準該当事業者を条件とし、あらかじめ市長に対して別に定める事業者登録を行うものとする。

(利用契約)

第11条 利用に当たっては、市長が登録を認めた事業者(以下「登録事業者」という。)と給付決定の範囲内で利用契約を行い、受給者証へ契約内容を記載しなければならない。

(移動支援給付費の支給)

第12条 市長は、利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、登録事業者から移動支援サービスを受けたときは、移動支援サービスに要した費用について移動支援給付費を支給する。

2 移動支援サービスを受けようとする利用者は、登録事業者に受給者証を提示して移動支援サービスを受けるものとする。

ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

3 移動支援給付費の額は、別表1に定める基準により算定して費用の額の100分の90を超え100分の100の範囲に相当する額とする。

4 利用者が登録事業者から移動支援サービスを受けたときは、市長は、利用者が登録事業者に支払うべき当該移動支援サービスに要した費用について、移動支援給付費として当該利用者に支給すべき額の限度において、利用者に代わり、登録事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、利用者に対して移動支援給付費の支給があつたものとみなす。

6 市長は、登録事業者から移動支援給付費の請求があつたときは、介護に当たった者の資格を確認し、利用実績を審査の上、サービス提供をした翌々月の末日までに支払うものとする。

(利用者負担)

第13条 サービスを利用した者は、利用した翌月に利用実績に基づき月単位で算定された費用を委託事業者に支払うものとする。

この場合において移動支援給付費の支払うべき費用負担額は、別表1に定める利用実績時間に該当する額を算定したうえで、算定された額に別表1に定める負担率を乗じて得た額とする。

ただし、その者の属する世帯の生計中心者の収入(利用が7月1日から12月31日までの場合は前年の収入、利用が1月1日から6月30日までの場合は前々年の収入)に係る所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による所得税が課税されていないときの費用負担額は、別表1に定める利用実績時間に該当する額を算定したうえで、算定された額に別表1に定める、負担軽減者に対する負担率を乗じて得た額とする。

2 移動支援給付費の上限額管理については別表2の区分により、介護給付費と併せて行うこととする。

3 前項の規定により負担する費用の算定においては、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(免除)

第14条 サービスを利用した者が生活保護世帯に属する場合は、前条の費用負担額を免除することができる。

(届出義務)

第 15 条 申請者は、申請書の記載事項に変更が生じたとき、利用を辞退するとき又は第 3 条の対象者でなくなったときは、変更届出書(第 8 号様式)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出又は利用の要件が喪失したと判断した場合には、移動支援事業利用廃止通知書(第 9 号様式)により申請者に通知し利用の取り消しを行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1.5 時間未満	以後 30 分ごと
移動支援(身体介護なし)	800 円	1, 500 円	2, 250 円	750 円
移動支援(身体介護あり)	2, 300 円	4, 000 円	5, 800 円	820 円
負担率	10%			
負担軽減者に対する負担率	3%			

別表 2

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が 80 万円以下の方	15, 000 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯	24, 600 円
一般	市町村民税課税世帯	37, 200 円

- 1 別表 1 に定める移動支援(身体介護あり)の単価を算定するのは、移動支援利用中にトイレ、食事、移乗、入浴等実際に身体介護を行った時間についてのみ算定することとし、その他の時間は移動支援(身体介護なし)の単価で算定することとする。

(様式) 省略

10/27日の説明会で、
は、まじります。
今は、トイレ、食事、移乗、入浴のみ
(10/3現在)